

特定非営利活動法人
ヴァーチャーズ・プロジェクト・ジャパン
平成 28 年度 総会

平成 28 年 5 月 8 日 (日) 13:00~16:30
東京・せたがや がやがや館

日 程:

12:30 開場・受付開始

13:00~15:30 平成 28 年度 総会

開 会

理事長挨拶

議長選出

議事録署名人選出

議 題

第一号議案	平成 27 年度活動報告について	(資料No.2~4)
第二号議案	平成 27 年度会計決算報告について	(資料No.5)
第三号議案	平成 28 年度活動計画について	(資料No.6~8)
第四号議案	平成 28 年度会計予算案について	(資料No.9)
第五号議案	役員の退任と任命について	(資料No.10)
第六号議案	T V P J 登録地の変更について	(資料No.11)
第七号議案	年会費額の改定について	(資料No.12)
第八号議案	本法定款の改定について	(資料No.13~15)
第九号議案	T V P J 事業への外部資金導入について	(資料No.15)

報告事項

15:30 閉 会 (閉会後は、会員交流タイム)

16:30 終了・後片付け

以 上

(第一号議案)

平成 27 年度 事業報告書

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 ヴァーチャーズ・プロジェクト・ジャパン

1 事業実施の方針

1) 事業内容

本会の事業は、特定非営利活動に係る事業のみを対象とし、26 年度は次に挙げる基本活動を主体として計画した。

* 基本活動（会員の参加を前提とする活動）

- | | |
|---------------------------|---------|
| ①一般市民を対象としたVPについての啓蒙・教育活動 | (第1号事業) |
| ②ファシリテーター養成ワークショップ | (第2号事業) |
| ③ファシリテーターのトレーニング研修 | (第2号事業) |
| ④「52の美德教育プログラム」の研究・実践 | (第2号事業) |
| ⑤会員の経験・体験の体系化 | (第3号事業) |
| ⑥情報発信 | (第3号事業) |

2) 実施体制の整備

- ①会員の拡充
- ②定款や施行細則などの整備
- ③運営組織の整備と会員の役割の明確化

3) 27 年度の実施方針

次の3つを柱に活動の基盤をさらに強化する。

- ①ヴァーチャーズ・プロジェクトについての啓蒙・教育活動
- ②会員の交流と連携の強化
- ③ファシリテーターの能力向上

2 事業の成果

- ・第1号事業の52の美德に関する講演会を、9月に東京都内で開催した。「自分だけの輝きを放つ」と題し、参加者にヴァーチャーズ・プロジェクトのビジョン、教育現場での活用事例と具体的な実践方法の概要を提供した。
- ・第1号事業の美德フェスタを、3月東京都内で開催した。参加者に本プログラムの実践事例を伝えることができた。
- ・第1号事業のVPキャラバン大阪を8月に開催し、32名が参加した。
- ・第1号事業のVPキャラバン仙台を11月に開催し、32名が参加した。
大阪と仙台のキャラバンでは、本NPOの会員が運営支援を行った。
- ・第2号事業のファシリテーター・スキルアップ・トレーニングを5月に東京都内で開催し、ファシリテーターが個々のスキルアップに取り組んだ。
- ・第2号事業のファシリテーター・メンタリングを7月に長野県で、2月に京都府で開催した。
いずれも、非日常的なゆったりとした空間で自分自身と向き合い、研鑽する機会となった。
- ・第2号事業としてファシリテーター養成ワークショップを11月に埼玉県で開催し、新たに11名のファシリテーターが誕生した。
- ・第3号事業として、ホームページをリニューアルし本NPOの活動を広報するとともに、ニュースレターを3回発行した。また、メーリング・リストを更新し運用した。
- ・第3号事業として、VP元気アップ・ミーティングを東京都内で開催し、15名が参加した。
昨年と同様、参加者それぞれが様々な取り組みを紹介し分かち合う機会となった。

3 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施日	実施場所	従事者の 人数	受益対象者 の範囲 および人数	支出額 (千円)
第1号 事業	TVP J 講演会	9/5 土	東京都 世田谷区 せたがや がやがや館	6 人	一般市民 および会員 34 人	87
第1号 事業	美德フェスタ	3/20 日	東京都 国立市 商協さくら ホール	10 人	一般市民 および会員 30 人	65
第1号 事業	VP キャラバン 大阪	8/22 土	大阪府 大阪市 市立港区民 センター	6 人	一般市民 および会員 32 人	125
第1号 事業	VP キャラバン 仙台	11/7 土	宮城県 仙台市 戦災復興 記念館	6 人	一般市民 および会員 32 人	202
第2号 事業	ファシリテーター スキルアップ トレーニング	5/16 土 5/17 日	東京都 渋谷区 オリンピック 記念青少年 総合センター	3 人	ファシリ テーター 会員 10 人	133
第2号 事業	メンタリング 1	7/11 土 7/12 日	長野県 茅野市 たてしなの 小さな家	2 人	ファシリ テーター 会員 7 人	130
第2号 事業	メンタリング 2	2/27 土 2/28 日	京都府 京都市 関西 セミナー ハウス	2 人	ファシリ テーター 会員 15 人	445
第2号 事業	ファシリテーター 養成ワークショップ	11/21 土 11/22 日 11/23 月	埼玉県 さいたま市 プラザホテル 浦和	4 人	一般市民 および会員 25 人	738

定款の 事業名	事業内容	実施日	実施場所	従事者の 人数	受益対象者 の範囲 および人数	支出額 (千円)
第3号 事業	ホームページ・ ニュースレター による活動の公表 *レターは年3回	6月 10月 2月	—	9人	一般市民 および会員	150
第3号 事業	VP元気アップ・ ミーティング	10/3 土 10/4 日	東京都 目黒区 大橋会館	3人	会員 15人	301

(2) その他の事業 なし

監査の結果、上記のとおりには執行されていることを確認しました。

平成 28 年 5 月 2 日

特定非営利活動法人 ヴァーチャーズ・プロジェクト・ジャパン

監事 山 口 一 郎 印

以 上

(第二号議案)

平成 27 年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支報告書

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ヴァーチャーズ・プロジェクト・ジャパン

科 目	金 額 (単位:円)		
I 経常収入の部			
1 会費・入会金収入			
入会金	22,000		
会 費	342,920	364,920	
2 事業収入			
第 1 号事業収入	265,000		
第 2 号事業収入	1,672,200		
第 3 号事業収入	70,500	2,007,700	
経常収入合計			2,372,620
II 経常支出の部			
1 事業費			
第 1 号事業費	478,666		
第 2 号事業費	1,445,901		
第 3 号事業費	451,375	2,375,942	
2 管理費			
消耗品費	46,702		
印刷製本費	19,100		
通信運搬費	20,947		
役務費	174,250		
旅費交通費	169,817		
賃借料	130,640		
手数料	2,592		
雑費	0	564,048	
経常支出合計			2,939,990
経常収支差額			△567,370
III その他資金収入の部			
1 固定資産売却収入	0	0	
その他資金収入合計	690,012	690,012	690,012
IV その他資金支出の部			
1 固定資産取得支出	0		
2 予備費	0	0	
その他資金支出合計			0
当期収支差額			122,642
前期繰越収支差額			2,218
次期繰越収支差額			124,860

監査の結果、適正に執行されていることを確認しました。

平成 28 年 5 月 2 日

特定非営利活動法人 ヴァーチャーズ・プロジェクト・ジャパン
 監事 山口 一郎 印

(第三号議案)

平成 28 年度 事業計画書 (案)

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 ヴァーチャーズ・プロジェクト・ジャパン

1 事業実施の方針

1) 事業内容

本会の事業は、特定非営利活動に係る事業のみを対象とし、28 年度は次に挙げる基本活動を主体として実施する。

* 基本活動 (会員の参加を前提とする活動)

- | | |
|---------------------------|-----------|
| ①一般市民を対象としたVPについての啓蒙・教育活動 | (第 1 号事業) |
| ②ファシリテーター養成ワークショップ | (第 2 号事業) |
| ③ファシリテーターのトレーニング研修 | (第 2 号事業) |
| ④「52 の美徳教育プログラム」の研究・実践 | (第 2 号事業) |
| ⑤会員の経験・体験の体系化 | (第 3 号事業) |
| ⑥情報発信 | (第 3 号事業) |

2) 実施体制の整備

- ①会員の拡充
- ②定款や施行細則などの整備
- ③運営組織の整備と会員の役割の明確化

3) 28 年度の実施方針

次の 3 つを柱に活動の基盤をさらに強化する。

- ①ヴァーチャーズ・プロジェクトについての啓蒙・教育活動
- ②会員の交流と連携の強化
- ③ファシリテーターの能力向上

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定日	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲	支出 見込額 (千円)
第1号 事業	TVPJ講演会	9/3 土	東京都 世田谷区 せたがや がやがや館	3人	一般市民 および会員	60
第1号 事業	TVPJ講演会	9/19 月	大阪府大阪市 発芽*レイキ アカデミー 大阪スタジオ	3人	一般市民 および会員	45
第1号 事業	美徳フェスタ *前日に、勉強会を 開催予定	3/19 日	東京都 国立市 商協さくら ホール	10人	一般市民 および会員	95
第2号 事業	ファシリテーター スキルアップ トレーニング	6/4 土 12/10 土	東京都 千代田区 クリエイティブ スペース ハーモニック	3人	ファシリ テーター 会員	188
第2号 事業	ファシリテーター スキルアップ トレーニング	9/4 日	東京都 世田谷区 せたがや がやがや館	3人	ファシリ テーター 会員	69
第2号 事業	ファシリテーター スキルアップ トレーニング	3/18 土	東京都 国立市	3人	ファシリ テーター 会員	69
第2号 事業	メンタリング 1	7/2 土 7/3 日	神奈川県 三浦市 まほろば マインズ	3人	ファシリ テーター 会員	436
第2号 事業	メンタリング 2	1/14 土 1/15 日	京都府 京都市 関西セミナー ハウス	2人	ファシリ テーター 会員	386
第2号 事業	ファシリテーター 養成ワークショップ	11/25 金 11/26 土 11/27 日	埼玉県 さいたま市 プラザホテル 浦和	3人	一般市民 および会員	818
第3号 事業	ホームページ・レター による活動の公表 *レターは年3回	通年	—	8人	一般市民 および会員	97

(2) その他の事業 なし

以上

3 事業の概要

第1号事業：ヴァーチャーズ・プロジェクトについての啓蒙・教育と研修の開催

TVPJ講演会

一般の方々を対象にヴァーチャーズ・プロジェクトとその活動を知り、体験してもらうための機会を設けることを通し、ヴァーチャーズ・プロジェクトの普及を図る。基調講演に加え、VP入門ワークショップを併せて実施する。

[平成28年9月3日(土) 12:30~16:30 東京都世田谷区 せたがやがやがや館]

[平成28年9月19日(月) 12:30~17:00 大阪府大阪市 発芽*レイキアカデミー大阪スタジオ]

美德フェスタ

ヴァーチャーズ・プロジェクトの紹介と啓蒙。「人格を育てる文化」をわかりやすく、楽しく紹介し、普及を促進する。一般の方を対象に家庭や職場等におけるヴァーチャーズ・プロジェクトの有用性と効果を伝える。スキットとシェアなどで実感を深め、学びへとつなげる。

[平成29年3月19日(日) 12:00~17:00 東京都国立市 商協さくらホール]

第2号事業：「52の美德教育プログラム」の研究と実践

ファシリテーター・スキルアップ・トレーニング

TVPJ会員のファシリテーターが、「内なる美德を呼び起こすワークショップ」を自信をもって開催・運営できるように、ファシリテーションのための知識やスキル等を学び、使えるようになる。2種類の内容でそれぞれ1日のコースを2回、計4回開催する。

コース1:

[平成28年6月4日(土) 13:00~18:00 東京都千代田区 クリエイティブスペース ハーモニック]

[平成28年12月10日(土) 13:00~18:00 東京都千代田区 クリエイティブスペース ハーモニック]

コース2:

[平成28年9月4日(日) 13:00~17:00 東京都世田谷区 せたがやがやがや館]

[平成29年3月18日(土) 13:00~17:00 東京都国立市]

メンタリング

ファシリテーターとして、人として、お互いのスピリットを尊重することにフォーカスし、内的な成長を促進する。今年、神奈川県三浦市と京都府京都市の2か所で開催を予定している。

[平成28年7月2日(土) 13:00 ~ 3日(日)16:30 神奈川県三浦市 まほろばマインズ]

[平成29年1月14日(土) 13:00 ~ 15日(日)16:30 京都府京都市 関西セミナーハウス]

ファシリテーター養成ワークショップ

3日間の宿泊型研修を通して、ヴァーチャーズ・プロジェクトの5つの戦略について理解を深め、「内なる美德を呼び起こすWS.」を開催できるファシリテーターを育成する。また、すでにファシリテーターの資格を有する本NPO会員たちの研修の場としても活用される。

[平成28年11月25日(金) 12:00 ~ 27日(日)17:00 埼玉県さいたま市 プラザホテル浦和]

第3号事業：会員の経験・活動に基づく知見の体系化と発信

ホームページ・ニュースレターによる活動の公表

ホームページは、現在のコンテンツをさらに充実させる。

ニュースレターは、TVPJ事務局に「美德新聞編集部」を設け、会員向けに年に3回発行。

(5月、9月、1月の発行を予定。編集担当者2名)。

[通年]

以上

(第四号議案)

平成 28 年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支予算書 (案)

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ヴァーチャーズ・プロジェクト・ジャパン

科 目	金 額 (単位:円)		
I 経常収入の部			
1 会費・入会金収入			
入会金	20,000		
会 費	520,000	540,000	
2 事業収入			
第 1 号事業収入	385,000		
第 2 号事業収入	2,300,000		
第 3 号事業収入	10,000	2,695,000	
経常収入合計			3,235,000
II 経常支出の部			
1 事業費			
第 1 号事業費	200,000		
第 2 号事業費	1,965,670		
第 3 号事業費	97,000	2,262,670	
2 管理費			
消耗品費	69,000		
印刷製本費	20,600		
通信運搬費	74,000		
役務費	288,000		
旅費交通費	142,000		
賃借料	100,000		
手数料	8,000		
雑費	0		
		701,600	
経常支出合計			2,964,270
経常収支差額			270,730
III その他資金収入の部			
1 固定資産売却収入	0	0	
その他資金収入合計	0	0	0
IV その他資金支出の部			
1 固定資産取得支出	0		
2 予備費	0	0	
その他資金支出合計			0
当期収支差額			270,730
前期繰越収支差額			124,860
次期繰越収支差額			395,590

(第五号議案)

役員の退任と任命について

(案)

平成 28 年度	平成 27 年度
理事 (理事長) 市川美紀子	理事 (理事長) 市川美紀子
理事 (副理事長) 鈴木るみ子	<u>理事 (副理事長) OHUCHI JANET</u> <u>MASON NORDYKE</u>
理事 柳原達宏	理事 (副理事長) 鈴木るみ子
理事 矢尾寛明	<u>理事 根路銘沙織</u>
理事 田口 晃	理事 柳原達宏
<u>理事 風瀬由季 (新任)</u>	理事 矢尾寛明
監事 山口一郎	理事 田口 晃
	監事 山口一郎
<u>顧問 OHUCHI JANET</u> <u>MASON NORDYKE</u> (新任)	

1. 大内ジャネット副理事長が、平成 27 年度をもって副理事長を退任。
平成 28 年度より本 N P O 顧問に就任。
2. 根路銘沙織理事が、平成 27 年度をもって理事を退任。
3. 根路銘理事の後任として、風瀬由季会員を理事に推薦。(T V P J 定款 第 14 条の 1)
 - a. 風瀬会員は、現在、T V P J 事務局でホームページの運営とニュースレターの編集・制作を担当。
 - b. 今年度より理事に任命される場合の任期は 1 年 (平成 29 年 3 月まで) とする。
(T V P J 定款 第 16 条の 3)

以 上

(第六号議案)

T V P J 登録地の変更について

本N P Oの登録地を山梨県から神奈川県に変更する件

1. 現 状 :

- a. T V P Jは、山梨県で設立・認証された特定非営利活動法人であり、その主たる事務所として、山中湖村にある大内ジャネット副理事長宅が登録されている。
- b. 平成 25 年度に理事長が大内博から市川美紀子に交代し、3 年を経過した。そこで、今年、本N P Oの登録地を、山梨県から、市川理事長の居住地である神奈川県に移す。
- c. 本N P Oの事業はここ数年、多くが東京・神奈川を中心に実施されており、現登録地における活動の実態がほとんどない。
N P Oの社会貢献の側面からすると、活動実態のある場所の所轄官庁に登録を変更し関係者と連携しながら活動していくことが必要である。

2. 変更内容 :

- a. N P Oの登録地を山梨県から神奈川県に移す。
- b. 本N P Oの事務局所在地を、市川美紀子理事長宅（神奈川県厚木市船子1 2 2 0）とする。

以 上

年会費額の改定について

1. 年会費改定の趣旨 管理運営にかかる費用を、基本的に会費収入で賄えるようにしたい。

特に、平成 26 年度以降のここ数年の事業展開に伴う事務量の増加とそれによる事務経費（役務費）の確保を課題とする。

*これまでの一極集中の事務体制から、業務を会員が分担するやり方に変更。

理事が担当する事務的な業務については無給。実際の事務作業を担当する会員に対して、所定の役務費を予算限度内で支給。

2. 改定の内容 現行の個人会員年会費 年額 3,000 円 を 年額 5,000 円に改定。
団体会員年会費については、今年度は据え置きとする。

3. 改定に伴う収支 平成 28 年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支予算書（案）参照

〈 参考 〉

●会費収入と管理費支出の推移

	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28
入会金	48,000	52,000	52,000	24,000	22,000	20,000
会 費	389,000	413,000	299,000	290,000	342,920	520,000
合計	437,000	465,000	351,000	314,000	364,920	540,000
管理費	736,892	828,944	860,522	1,108,710	564,048	701,600

*H28 の数字は予算額

●管理費目ごとの支出の推移

	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28
消耗品費	76,563	58,142	31,937	65,999	46,702	69,000
印刷製本費	23,502	58,863	69,173	69,377	19,100	20,600
通信運搬費	61,726	57,949	54,901	63,807	20,947	74,000
役務費	214,400	212,800	178,500	383,350	174,250	288,000
旅費交通費	149,430	231,000	277,180	430,129	169,817	142,000
賃借料	96,536	98,175	186,765	900	130,640	100,000
手数料	3,045	1,995	4,890	86,400	2,592	8,000
会議会合費	11,690	8,020	57,176	0	0	0
雑費	0	2,000	0	8,748	0	0
寄付金	100,000	100,000	0	0	0	0
合計	736,892	828,944	860,522	1,108,710	564,048	701,600

*H28 の数字は予算額

以 上

4. 第4章 役員及び職員

新	旧
<p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 6人以上10人以内</p> <p>(2) 監事 1人以上2人以内</p> <p>2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。</p> <p><u>3 上記の役員以外に、顧問を置くことができる。</u></p>	<p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 6人以上10人以内</p> <p>(2) 監事 1人以上2人以内</p> <p>2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。</p>

新	旧
<p>(選任等)</p> <p>第14条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。</p> <p>2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。</p> <p>3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。</p> <p>4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。</p> <p><u>5 顧問は、理事会の推薦により、総会の議を経て決定する。</u></p>	<p>(選任等)</p> <p>第14条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。</p> <p>2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。</p> <p>3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。</p> <p>4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。</p>

新	旧
<p>(職務)</p> <p>第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>4 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p>	<p>(職務)</p> <p>第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>4 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p>

<p>(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p> <p><u>5 顧問は、本NPOの運営について意思決定を行う権限を持たず、理事会の求めに応じて意見を述べる。</u></p>	<p>(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p>
--	---

以上

(第九号議案)

TVPJ事業への外部資金導入について

本NPOの事業実施・展開のため、外部資金を導入し活用することを検討している。

目的：

本NPOの行う事業のうちの第1号事業：「ヴァーチャーズ・プロジェクトについての啓蒙（啓発）・教育と研修の開催」を進めるにあたり、その財源として外部資金を導入したい。また、外部資金の導入は、財源確保以外に本NPOの活動を広く知ってもらうための機会、他の個人や団体ともつながりながら事業展開していくための機会としても活用しうる。

資金導入（獲得）のための準備：

現在、候補として調べている企業や財団等の助成スケジュールによると、今年11月に申請し、認められると来年4月以降の活動についての助成金が支給されるという流れのものが多くある。よって、この流れに乗って準備を進めたい（複数の団体に対して併願し獲得することを想定）。

助成の対象が来年度実施事業であるため、現時点ではその内容等が確定できずにいるが、「一般市民を対象としたヴァーチャーズ・プロジェクトの広報や学習機会の提供」ということで本NPOの会員に了承いただき進める。

（法人運営費は助成の対象にならない。単年度の事業に対する助成が多い。）



進捗状況については、本NPOの会員用メーリング・リストなどで案内する。

以上